

監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月27日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	山崎	法子

平成29年度定期監査（現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成29年7月7日（金）

2 監査の対象

少年自然の家、少年愛護センター及び図書館における現金の取扱い状況、消耗品の購入状況、備品の管理状況、管理事務の執行状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各施設における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各施設における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）備品台帳の整理について

備品管理については、備品シールの付け忘れや備品シールが劣化したもの、また、他部署への長期貸出中のものが存在した。再度、現物との照合を行い、財務規則に基づき備品台帳の整備をしていただきたい。併せて、使用見込みのない備品等については、移管処理手続きをすること。

（2）使用料の納付について

使用料については、施設使用後においても納付されていないケースがあった。利用者に対しては、納付指導を行い適正な処理をすること。

また、施設で徴収した使用料は、すみやかに入金等の処理を行うこと。

（3）避難訓練の実施について

施設利用者のための避難マニュアルの作成や避難訓練の実施を定期的に行い、職員による利用者への誘導方法等を明確にし、災害時に備えていただきたい。